

## 地方公営企業等金融機構への 円滑な移行に向けて

### 1. 基本的考え方

地方公営企業等金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）により、公営企業金融公庫は、平成 20 年 10 月 1 日に解散することとされ、その権利及び義務は、基本的に機構が承継することとされたところ。

公営企業金融公庫においては、解散に向けての事務を適切に進めるとともに、地方公営企業等金融機構への移行措置が円滑に進められるよう、地方六団体や主務省等における準備作業等について、積極的に協力していく考え。

### 2. 地方及び主務省等による主な取り組み

#### (1) これまでの主な取り組み状況

- 地方六団体による地方公営企業等金融機構設立準備委員会が設置
- 地方公営企業等金融機構設立準備委員会において、都道府県・市・町村の出資総額を決定（平成 19 年 6 月）（別添：[参考](#)）

#### (2) 現在の主な取り組み状況

- 法の規定に基づき必要となる政省令の内容の検討等
  - ・ 貸付対象事業の検討（法第 28 条）
  - ・ 勘定の区分経理等を踏まえた地方公営企業等金融機構の財務会計のあり方の検討（法第 35 条）
  - ・ 平成 20 年度予算に向けた検討

等

### (3) 今後の主な検討項目

- 定款策定に向けた検討（法第5条）
- 事業計画書策定に向けた検討（法第8条）
- 出資の募集に向けた準備（法第8条）
- 設立認可申請に向けた準備（法第9条）
- 外部有識者等で構成される代表者会議・経営審議委員会の設置に向けた準備（法第14条、第32条）
- 勘定の区分経理等を踏まえたシステム整備の検討
- その他円滑な移行に向けた実務的な諸準備 等

## 地方公営企業等金融機構に対する出資について

地方公営企業等金融機構設立準備委員会は、地方公営企業等金融機構の設立に必要な地方自治体の出資について、次のとおりとする。

### 1 都道府県及び市町村の出資総額について

都道府県及び市町村の出資総額は、別紙のとおり、応能性を考慮した標準財政規模と応益性を考慮した貸付残高を基本とし、機構に対する市場の信用力を確保することなどを総合的に勘案し、次のとおりとする。

都道府県	64億円
市	91億円
町 村	11億円

### 2 各地方自治体が出資する額について

個々の地方自治体が出資する額については、前記1の配分方法を勘案しつつ、全国知事会、全国市長会、全国町村会において、それぞれが調整する。

なお、都道府県及び指定都市の出資額は、出資総額の55%程度を確保する。

### 3 出資の時期

原則として、平成20年度に出資する。

平成19年6月28日

地方公営企業等金融機構設立準備委員会

(別紙)

「1」についての考え方

都道府県及び市町村の出資額の算定に当たっては、応能性を考慮して、出資総額の2分の1を標準財政規模により、残り2分の1を応益性を考慮して貸付残高により、それぞれ配分する。

さらに、都道府県は、機構に対する市場の信用力を確保するため、市区町村（指定都市を除く。）の出資総額の1割程度を引き受ける。